

[設問1]

1. 本件認可は、取消訴訟の対象となる「処分」(行政法3条2項)にあたる。
2. 「処分」とは、国又は公共団体が行う行為のうち、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することから法律上認められていることという。
3. 本件認可は、土地地区画整理組合に対する認可である。~~直接国民の権利義務を形成~~として、土地地区画整理組合は、~~土~~^市行政庁と同様に、土地地区画整理事業を施行することから、処分 (法3条2項、4項) である。そして、土地地区画整理事業は、都道府県知事からの監督の下で行われる(法125条)ことから鑑みると、土地地区画整理組合は、行政主体としての法的な性格を有しているといえ、行政主体の認可は、直接国民の権利義務を形成したといえず、処分性が否定されるようにも思える。
4. しかし、本件認可により、本件定款変更が認められてしまうと、~~前条~~賦課金の額及び賦課金徴収の方法は、総会の議決に基づき定め(本件定款7条)とされているように、市に基き、本件臨時総会に定められた300平方メートルを超える宅地の所有者に対し、賦課金が割り当てられることとなり、市に、2000平方メートルの宅地を所有するAは、~~市~~本件区画に所在しているだけで、本人の意志にかかわらず、本件組合~~の~~^の組合員(法25条)となり、賦課金の徴収を強いられる(法40条1項)。そのため、本件認可により、Aは、賦課金を支払う義務が発生しているため、^{本件認可}直接国民の権利義務を形成したといえる。そのため、市の職員が、法53条1項、52条1項に基づき、条例により、施行規定~~を条例に定める~~と定められていることから、同様に定款の変更も~~処分性~~直接性がなく、処分性が否

1 定款」と主張しているが、上記の通り、本件認可は、実際、A社、賦課
2 金を支払う義務が課せられていることから、直接~~性~~国民・福利義務を形成した
3 といえる。

4 したが、課税に~~よる~~^上、都道府県知事の認可を受けなければならない
5 都道府県知事という~~行政~~行政庁に~~基づき~~ FY. の認可を
6 行政上認められていることから、~~処分性~~^{行政性}を認めらる。本件認
7 可は、~~処分~~取消訴訟の対象とならず、~~処分~~分属する
8 [説明2]

9 1. 本件認可が~~行政~~を~~違法~~と主張する立場からは、本件定款変更
10 が~~裁量~~^{裁量}各号に該当し、認可を必要がないにもかかわらず認可をしたとい
11 いて、裁量の逸脱・濫用が~~あり~~（早知事裁量の逸脱・濫用が~~あり~~とい
12 本件認可は、違法と主張することから考へた。

13 11. 裁量の逸脱・濫用があるかは、行為の~~裁量~~^{裁量}の~~程度~~^{程度}
14 ~~が裁量権の範囲内であるか~~ 平等原則・比例原則・信義則等に照らし
15 て、社会通念上相当か否かによって判断すべきである。

16 12. 本件事業は、地価が高騰するバブル経済期に計画され、保留地
17 を高値で売却して、その資金計画の前提としたこと、~~しかし~~、F
18 バブル経済は崩壊し、この前提がなくなり、~~結果~~
19 的に、保留地の値段は大幅に下落したという客観的な見通しのもとに
20 行った資金計画であり、資金計画の変更は、事業当初から予
21 見されたこと、本件組合が、該事業を遂行することは、実質的に難
22 しいにわかであった。賦課金の新設を認可することは、~~単に~~「土地
23 区画整理事業を施行するために必要経費の基礎となる。決定的な

行なうために必要な他の能力が十分でない」といふ。

(3) 却. ~~500~~ 本件臨時總會に於ける議決について、書面に於て議決権行使した者より、自紙であつて、署名が余剰した 500人について、本件組合の理事とある口が、登成の記載を施して、本来なら書面に自紙の書面が提出された場合、無効票として、~~500~~ 母数から、省くか、~~500~~ 反対の意思表示とあると提すのか、通常では、理事の恣意的な判断により、登成票を獲得することは、~~手続~~ 明らかな手続的な瑕疵が存在する。とあるとして、これが無効票又は、反対票とすると、組合員数の3分の2以上が出席し、出席組合員の3分の2以上で決することという土地区画整理法及び同法施行令に反し、違法な手続となる。とある。定款の決定手続が法令に違反している」といふ。42条1項4号に該当する。

44条6項から、法21条1項1号に於て、「次の各号のいずれかに該当する事実がある」と認めるとき以外、その認可しなげなければならない」として、各号に該当していても、必ずしも、認可をしないといけないといふわけではない。しかし、本件のように、42条1項2号、4号とあるに、該当する事実が存在し、~~手続~~ 瑕疵は重大である。このような場合に於て、認可をしないことは、~~認可~~ 定款変更や、組合設立の際に、認可を必要とする場合の趣旨に反する。

従つて、このようにする場合、本件認可は違法である。

2. ~~次に~~ 依り上記の理由で本件認可が違法であると認められる場合は、賦課金の算定方法が不公平であり、法40条2項の「公平」とは、~~本件~~ 本件認可は違法である」と主張することが考えられる。

(第2問)

1
また、Aの2次元空間に対し、C点側は、実定方法の真理性が本件認可

2
の真理性を主張するわけであり、この点で、本件認可が考慮される。

3
~~また~~

【 配点表 】

第 1 設問 1

1 処分の意義

- | | | |
|-----------------------------|---|---|
| (1) 行政事件訴訟法 3 条 2 項の意義の摘示 | 2 | 2 |
| (2) 大田区ゴミ焼却場事件判決の定義が書けていること | 4 | 4 |

2 土地区画整理組合の法的性格及び定款変更認可の法的性格

(1) C 県側の主張

ア 土地区画整理組合は行政主体であるとの C 県側の主張

- | | | |
|---|---|--|
| (ア) 土地区画整理組合につき強制加入性がとられていることの指摘
(土地区画整理法(以下「法」という)25 条 1 項) | 2 | |
| (イ) 賦課金及び過怠金の賦課徴収及び滞納処分申請の権限が組合に
付与されていることの指摘(法 40 条・41 条) | 2 | |

- | | | |
|--|---|--|
| (ウ) 土地区画整理組合は換地処分を行うことができることの指摘
(法 103 条 3 項) | 2 | |
|--|---|--|

- | | | |
|--------------------------------|---|--|
| イ 定款変更認可に処分制は認められないとする C 県側の主張 | 7 | |
|--------------------------------|---|--|

- ・土地区画整理組合が行政主体であるとする、県知事は土地区画整理組合を監督することができるので(法 123 条 1 項・125 条 1 項)
本件認可は上級行政機関たる C 県知事から下級行政機関たる
B 土地区画整理組合に対する監督手段にすぎず、行政機関相互の行為と同視すべきものであり処分性は否定されることの指摘
- ・組合員には具体的な権利変動がない(紛争の成熟性がない、
法 15 条 6 号参照)ことの指摘 等

(2) 原告側の反論

- | | | |
|--|---|---|
| ・法 25 条 1 項が「組合が施工する土地区画整理事業に係る施工地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてのその組合の組合員とする」と規定していることから、土地区画整理組合の組合員は本条により組合に組み込まれた施工地区内の住民であり、認可の効果が住民に対して及んでいる旨の指摘 | 7 | 5 |
| ・組合員は賦課金を徴収される立場に立たされる(紛争の成熟性がある)ことの指摘 等 | | |

【加點事項】

※条文の指摘にとどまらず、法的効果について説得的に論じられて
いれば加點

3 本件認可の処分性

(1) C 県側の主張の分析

- ア 都道府県・市町村が土地区画整理事業を行う場合には施工規定を条例で定めることとなっており(法 52 条 1 項・53 条 1 項),土地区画整理組合の定款が施工規定と同視しうる仕組みとなっていること(法 53 条 2 項・14 条 1 項・15 条)の指摘 8
- イ 条例制定行為について一般的に処分制が認められない旨の指摘 4

(2) 私見

- ア 認可という文言 2
- イ 賦課金についての仕組み解釈 8

① 費用の分担に関する事項が定款の中に定められていることの指摘
(法 15 条 6 号)…目安 4 点

② 土地区画整理法及ぶ同法施工令の規定によると、費用の分担に関する定款変更は総会の特別決議事項とされていることの指摘
…目安 4 点

【加点事項】

※横浜市立保育園廃止処分取消請求事件判決(最判平 21.11.26、民集 63-9-2124)を意識して論じていれば加点

第 2 設問 2

1 法 21 条 1 項 4 号該当性

(1) 適法とする法律論

- ア 裁量があることの指摘 1
- イ C 県と組合の間に監督関係があることの指摘 1
- ウ 法 21 条 1 項 4 号の文言が抽象的であることの指摘 1
- エ 専門的・技術的事項であること(法 1 条参照) 1
- オ 裁量統制の規範の定立 1
- カ 裁量の範囲内であることの指摘 1
- キ 資金計画は社会情勢の変化により変更すべきであることの指摘 1

(2) 違法とする法律論

- ア 行政事件訴訟法 30 条の指摘 1
- イ 裁量の逸脱濫用が認められることの指摘 3
- ウ 法 21 条 1 項 4 号は「経済的基礎」を要求しているが、本件組合は楽観的な見通しのもと資金計画を既に 6 回も変更していることから本件事業は「経済的基礎」を欠き違法であることの指摘 2
- エ 本件事業は実質的に破綻していることから、本号の「能力が 2

十分でないこと」に該当し、違法であることの指摘

2 書面議決権の取扱いの適法性

(1) 適法とする法律論

下記のア・イの事実を指摘した上で、本件書面議決書の取扱いは違法であると主張する

- | | | |
|---|--|---|
| ア | 書面による議決権行使は法 38 条 3 項・4 項で認められていることの指摘 | 2 |
| イ | 白紙委任をした組合員は、組合により賛成票に投じられることを了承していたと推察できることの指摘 | 2 |

(2) 違法とする法律論

下記のア・イの事実を指摘した上で、本件書面議決書の取扱いは実質的に法 38 条 3 項・4 項に反し、本件議決は違法であると主張する

- | | | |
|---|---|---|
| ア | 本件定款変更の議決の賛成票は書面による議決権行使が 7 割以上であり実質的に組合側の意思しか反映していないと評価できることの指摘 | 2 |
| イ | 資料 2 から分析するに、書面による議決権行使を白紙委任した組合員は、本件定款変更で賦課金を課せられない優遇された立場にある者が多く、本件における書面による議決権行使はその意思決定過程に利益誘導があると評価できることの指摘 | 2 |

3 賦課金の額の不公平制

(1) 適法とする法律論

- | | | | |
|---|---|---|---|
| ア | 法 40 条 2 項は、「賦課金の額は、組合員が施工地区内に有する宅地は宅地の位置、地積等を考慮して」定めることができると規定していることから、組合には広範な裁量があることの指摘 | 1 | / |
| イ | 本件要綱は、裁量の範囲内であり適法であることの指摘 | 1 | |
| ウ | 仮に本件要綱が違法であるとしても、定款認可の違法性を基礎づけることはないことの指摘 | 2 | |

(2) 違法とする法律論

- | | | |
|---|--|---|
| ア | 組合の裁量権は広くないことの指摘 | 1 |
| イ | 法 40 条 2 項は「賦課金の額は(中略)公平に定めなければならない」と規定しているが、本件要綱では総組合員の約 80%が賦課金を免除されていることから、本条項に反することの指摘 | 2 |

ウ 賦課金の総額は定款で定められたものではないが、本件要綱の
違法は定款認可の違法を構成するので、認可についての取消訴訟で
争えとの主張の指摘

2

第3 【その他加点事項】

※上記【加点事項】以外でも、本問事案解決につき特記すべきものがある場合には加点

基本点 / 80

加点 / 10

裁量点 (2点×5) / 10

事案分析

論理的思考

法解釈・適用

全体構成

表現力

合計 / 100

使えそうなやつを

設問1. 条文の文言をそのまま抜き出して、^いいいから、^いこんな
摘示していく。

設問2. 指導。その問題文の中に答えは、
問題点について 違法論・違法論をそれぞれ分けて論じる。
その上で、お話を述べていた型を丁寧に採

行政法				
まず配点 時間 枚数				
時間不足				
設問 1 あっさりと				
配点 15 点＝簡潔に、のメッセージ				
誘導にのる				
問いに対し分析 誘導の意味理解、位置づけ				
わかりやすく整理 問いに答えてる 示す				
一貫 スッキリ 矛盾×				
皆わからないところ逃げない				
知識少なくても OK				
誘導「また」、「更に」 分けて検討				
マーカー色分け				

個別法の分析 80% 1+ 使う				
条文、趣旨正確に示す				
まず条文スタート 「 」文言書く				
要件				
解釈必要か				
YES なら三段論法 趣旨・規範自分で定立・ あてはめ・結論				
NO ならそのまま当てはめ・ 結論				
原則から				
実体法上の適法性判断＝裁量 論＝個別法使い切る				
文言と行為性質から判断基準 定率				
適法と違法 私見も書く				
未知問ほど三段論法				
確かに条文上 OK 形式 しかし実質 NO＝趣旨から よって本件 NO				

当てはめ				
特殊事情丁寧に				
不利事情も書く				
まず事実書き写し・評価・結論				
訴訟要件 要件すべて検討				
手続法 行手法と個別法				
仮の救済忘れずに				
訴訟選択 メリット・デメリット比較				

設問1について

第1 本件認可は取消訴訟の対象となる処分に該当するか。

処分とは、公権力が行う行為のうち、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが、法律上認められているものをいうと解される。本件認可をなしたC県知事が公権力性を有することは争いがない。そこで、以下、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが、法律上認められているといえるか検討する。

第2 行政機関相互の内部行為であるとの主張について

1 C県職員は、「本件組合は、行政主体としての法的性格を与えられている」ため、「下級行政機関である本件組合に対する本件認可は、処分に該当しない」と主張している。

これを詳述すると、土地区画整理法（以下「法」という）25条1項によると、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者はすべて組合員となると定められており、強制加入制度が設けられている。また、法40条1項・4項、41条1項・3項により、組合が組合員に対して経費の賦課金や過怠金を強制的に徴収できることが規定されており、加えて、組合には、換地処分を行う権限まで認められている（103条3項）。

よって、組合は、組合員の財産等に対してかなり強力な権限を有しているといえ、行政主体としての法的性格を与えられているといえる。

また、法は、知事が組合に土地区画整理事業についての報告及び資料の提出を求めることを認め、さらには、組合に対し土地区画整理事業について監督をなすことも認めている（123条1項、125条1項）。法が知事に、監督をなすことまで認めていることから、知事と組合は上級行政機関と下級行政機関に当たる。

以上から、本件認可は、上級行政機関である知事が、下級行政機関である組合に対して、監督手段の一つとしてなされたものであるといえる。そのため、これは行政機関相互の内部行為といえるので、直接国民に対する効果を有さず、処分にあたらないと反論するのである。

2 しかし、C県側の主張は以下の点で認められないと考える。

すなわち、仮に内部行為であったとしても、それが国民に対して直接的な法効果を有する場合には、上述した処分性の定義及び国民の権利を救済するという観点から処分性が認められると考える。

本件認可がなされることにより、組合の構成員である国民が、組合の総会の議決により、直ちに賦課金及び過怠金を課せられることになるという効果を生じることになる（資料1参照）。

本件臨時総会で本件定款変更が議決された後、直ちに賦課金の額及び徴収方法を定める本件要綱が議決されている。このため、本件要綱に従い賦課金徴収が行われることになる。

ここから、本件処~~分~~がなされると、直ちに、国民の財産権を侵害する可能性のある法効果が、直接発生し、組合員の法的地位に変動を及ぼすものといえる。

× 認可

よって、処分性が認められると考える。

第3 条例制定行為に準じるとの主張について

- 1 次に、C県職員は、本件認可は条例制定行為に準じ、条例制定行為に処分性が認められないことと同様に、本件認可は処分に該当しないと主張している。

すなわち、条例は、抽象的、一般的な規定であり、個々の国民の権利義務を個別具体的に定めるものではなく、いまだ成熟性に欠けるため、原則として処分に該当しない。

法は、市町村が土地地区画整理事業を施行しようとする場合は、施行規程を条例で定めなければならないと規定する（法52条1項、53条1項）。また、法は、組合により土地地区画整理事業を施行する場合は、定款を定めなければならないとしている（法3条2項、14条1項）。とすると、法は、条例と定款を同質として取り扱っていると解される。

さらにいうならば、本件定款変更は、法15条6号に基づくものであり、本件定款変更により、賦課金の額及び徴収方法を定める「賦課金実施要綱」が総会の決議に基づき定められ、これに従い個々の組合員に対し、賦課金の賦課徴収が行われることになる（資料1参照）。そこから、本件定款変更自体は、個々の組合員に対して、具体的な賦課金納付義務を課すものではなく、組合員に個別具体的な権利変動を生じさせるとはいえず、成熟性に欠け、条例と同様の性質であると考えられる。

よって、本件定款変更は、条例制定行為に準じ、本件認可は処分に該当しないと主張するのである。

- 2 しかし、C県側の主張は以下の点から認められないと考える。

すなわち、条例制定行為であるからといって、一律に処分性が否定されるわけではない。条例であっても、特定の国民に対し、直接的具体的に権利義務に変動を生じさせるものであれば、紛争の成熟性に欠けることはなく、処分性は肯定できる。

本件において、本件認可がなされると、直ちに総会が開催され、賦課金の額及び徴収方法を定める本件要綱が決議されている。本件要綱によると、土地地区画整理組合の中で、300平方メートルを超える宅地の所有者等という特定の限られた者に対して、経費の支払いとしての賦課金が割り当てられ、これを強制的に徴収できることとされている（法40条1項、41条3項、定款7条、8条）。

本件認可により直ちに本件要綱が決議されていることから、本件認可は本件要綱と一体として判断すべきであり、かく解すると、本件認可は、特定の国民に対して、直接的かつ具体的に経費の支払という財産権に変動を生じさせるものといえるので、処分性を肯定できると考える。

設問2について

第1 法39条2項、法21条1項4号違反について

- 1 法39条2項が準用する、法21条1項4号にいう「土地地区画整理事業を施行するために・・・必要なその他の能力が十分でない」にもかかわらず、知事は本件認可をなしており、そのため当該認可は違法であると、Aは主張する。以下、違法とする法律論と適法とする法律論について検討する。

- 2 違法とする法律論について

法21条は、同条1項1号から4号以外の場合は、その認可をしなければならないと規定する。そこから、法21条1項1号か

ら4号の事実があれば認可をしてはならないと考えられる。

本件事業は、バブル経済期に異常な地価上昇の見通しを前提として計画されたものであり、バブル経済が崩壊し、異常な地価の上昇が考えられない現在においては、もはやその計画は破綻していると言わざるを得ない。さらに、資金計画の変更は、事業計画から25年間で今回を含めて7回もなされており、本件計画の計画性のなさを露呈しており、本件組合に本件事業を遂行するために必要な経済基礎や能力が欠けることは明らかである。

従って、法21条1項4号に該当するにもかかわらず、本件認可をなしたという違法がある。

3 適法とする法律論について

適法とする法律論は、本件認可は知事の広範な裁量があり、その範囲内であるため、適法であると主張する。

すなわち、法21条1項4号は、「必要な経済的基礎」「的確に施行するため」などという概括的な文言が用いられており、またこれらに該当するか否かは専門的技術的な判断が必要とされることから、知事に広い裁量がある。

そして、本件組合は、総組合員数が1161名と多数であり、組合員の力を借りれば、多くの賦課金を徴収することができる。よって、賦課金を徴収できれば本件事業の遂行の余地が未だにあると判断することは、合理的な判断であり、裁量の範囲内であるとする。

4 私見について

法21条1項4号に該当するか否かは、一定程度知事に裁量が認められると理解する。もっとも、その判断が考慮すべき重要な事実を考慮せず、考慮すべきではない事実を考慮している場合は、裁量の濫用逸脱があると考えられる。

本件事業計画は、バブル経済期の異常な地価上昇の見通しを前提として計画されたものであり、バブル経済の崩壊した現在では、当該計画を元に本件認可の是非を判断してはならない。

しかし、知事はその点を全く考慮にいれず、単に多数の組合員から賦課金を徴収すれば計画は遂行できると考えており、考慮すべき重要な事実を考慮せず、考慮してはならない事実を元に判断をなしているといえる。

よって、本件認可は違法であると解する。

第2 法21条1項2号違反について

1 本件では、書面による議決権行使が行われているが、理事Dは白紙の書面議決書500通に賛成の記載を施している。これが21条1項2号にいう事業基本方針の決定手続が法令に違反していると、Aは主張することになる。以下、違法とする法律論と適法とする法律論を検討する。

2 違法とする法律論

白紙の書面議決書は、議決当事者の意思が明らかになっていないため、これは白票としてみるべきであり、当該500通は本件定款変更の決議においては、棄権票として扱うべきであった。

よって、本件臨時総会においては、事業基本方針の決定手続が法令に違反しているといえる。そして、当該白紙の書面議決書を賛成票として扱わなければ、賛成票は295名となり、特別決議に必要な要件を満たさなくなるため、本件瑕疵がなければ、本件定款変更の議決はできなかつたと考えられる。

そこから、本件瑕疵は非常に重大な瑕疵ということができ、処

分の違法取消事由となる。従って、本件認可は、法21条1項2号に反し違法であると主張する。

3 適法とする法律論について

法38条3項、4項は代理人による議決権の行使を規定しており、白紙委任の方法を禁止していない。理事Dは白紙のまま組合員から書面議決書500通を受け取っており、これは白紙委任状の趣旨で受け取ったといえる。

よって、当該白紙の書面議決書に賛成と記載したことは有効な代理行為であり、何ら法21条1項2号に違反しないと主張する。

4 私見について

法38条3項が「書面」「代理人」という文言をあえて用いており、総会における決議事項が組合員にとって非常に重要なことであることから（法31条参照）、白紙の書面議決書の交付を受けたことをもって、理事Dに白紙委任がなされたと考えるのは妥当ではない。

よって、本件認可は法21条1項2号に反し違法であると考え

第3 法40条2項違反について

1 賦課金の額の算定方法が法40条2項の「公平に定めなければならない」との規定に違反し違法であるとの主張が考えられる。以下違法とする法律論と適法とする法律論について検討する。

2 違法とする法律論について

法40条2項は、賦課金の額は「宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない」とされている。

しかし、本件賦課金の算定は、300平方メートルを超える宅地の所有者等に対して、300平方メートルを超える地積に比例し賦課金を割り当てるというものである。このような算定方法を用いると、結果として賦課金が免除される組合員が930名と全体の約80%も占めることになり、また、賦課金を免除される宅地の総地積は約23万平方メートルで宅地の総地積の約41%も占めることになる。

これでは、賦課金が免除される組合員が多数にのぼり、また免除される宅地の総地積が広すぎ、非常に不公平なものであり、「地積等を考慮して公平に定めた」とはいえない。

よって、法40条2項に反し違法であると主張する。

3 適法とする法律論について

本件認可は、本件定款変更についてのものであり、賦課金の額の算定方法は、直接定款に定められているものではないので、賦課金の算定方法の違法が本件認可の違法とはならない。よって、本件認可は適法であると主張する。

4 私見について

確かに、本件認可は本件定款変更についてのものであり、賦課金の額の算定方法を対象としていない。

しかし、本件では、本件認可に先立って、賦課金の額の算定方法についての総会決議がなされている。そのような場合には、い

わば算定方法も定款と一体のものとして評価されていると見る

ことができる。

よって、本件認可は、法40条2項に反し違法であると考え

以 上